

「横浜市港湾施設条例施行規則」の一部改正の概要

1 趣旨

令和6年第3回市会定例会において、受動喫煙対策の取組として横浜市公園条例の改正議案が可決されました。これを踏まえ、公園と同様に広く一般市民に利用されている港湾環境整備施設（緑地）等についても、受動喫煙防止の取組を進めるため、横浜市港湾施設条例施行規則（平成31年2月横浜市規則第6号。以下「規則」という。）を一部改正することを予定しています。

2 改正後の規則の概要

港湾施設を利用する者がしてはならない行為として、港湾環境整備施設（緑地）等において喫煙する行為を第24条第1項第8号として定めます。

【参考】現行規則第24条

第24条 港湾施設を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地の掘削その他土地の形状を無断で変更する行為
- (2) 物件を汚損し、若しくは破損し、又は無断で原状の変更をする行為
- (3) 土砂、木材等を無断で堆積し、又は放置する行為
- (4) 指定した場所以外に車両を乗り入れ、又は止め置く行為
- (5) 許可なく広告宣伝又は物品の販売その他これらに類する行為をする行為
- (6) 立入りが制限された施設又は区域に無断で立ち入る行為
- (7) 花火、たき火等の火気を無断で使用する行為
- (8) その他市長が港湾施設の管理上支障があると認める行為

3 施行予定日

令和7年4月1日

【備考】

改正後の規則に規定する事項及び改正概要は、確定したものではありません。意見公募等の結果によって、修正や見直しを行う場合があります。